平成26年 藤枝市議会11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(請第2号審查)

平成26年12月18日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、請第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書 提出を求める請願」について、審査の経過と結果を主な発言を中心にご報告いたします。

また、本委員会へ請願代表者が出席していただきましたので、請願代表者へ質疑する形で、審査を進めました。

初めに、「所得税法第56条で、白色申告を選択した業者は、専従者給与ではなく専従者控除という名目で、配偶者の場合、年間86万円、配偶者以外の場合は1人につき年間50万円、事業主の所得から控除される。子供が保育園に入園するときも所得により影響が出ているというが理由を伺う。」という質疑があり、これに対して、「保育園に預ける場合は、家族の状況によって違うが、所得が少ない、あるいは所得としてもらっていないと、入所できないという問題が実際にはあると思う。給与として所得がないと、保育料としては低額になるが、今の保育園の基準からするといろいろな問題があると思う。」という答弁がありました。

次に、「この請願の内容は、所得税法第56条の廃止になっているが、所得税法第57条がかなり関係している。第56条の廃止だけで請願されているということがどうかと思うが、考え方を伺う。」という質疑があり、これに対して、「所得税法第57条は、青色申告にした場合だが、国税通則法が改正されており、白色申告者300万円以下の方でも記帳の義務化がされてきているので、第57条に関してはそのままでいいと考える。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「所得税法第56条では、家族従業員の賃金は、事業所得等の必要経費に算入しないとしているもので、この背景として所得分割の防止機能を持たせているものとされている。時代の流れが変化する中で、所得税法第57条も導入されており、青色申告では「経費」として計上され、また白色申告では「控除」という取り扱いが定められており、事業者の判断による自由裁量による申告方式となっている。

こうした現状を踏まえた場合、所得税法第56条の廃止だけでは「所得分割防止機能」が 失われ、納税の公平性が損なわれる恐れがある。所得税法第57条を含めた検討を進めるべ きと考える。結論として、本請願は的確でないと考え、反対するものである。」という討論 がありました。

次に「第一に、所得税法第56条そのものが、時代おくれの条文であり、戦後、所得税法は個人単位主義が原則となったので、これは当然なおすべきである。第二に、青色申告の専従者雇用の給与というのは、これは制度上の特典でしかない。第三に、報酬がないことによって、融資、補償、資格取得などで差別を受ける。第四に、憲法に照らして、当然、明治憲法の時代の遺物から、これは取り払わなければならない。世界の流れから見ても、今回提出されている本請願は、採択されるべきである。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成少数で本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。